出題趣旨・採点基準（憲法）配点 100 点

第１問は、いわゆるフェイクニュース規制と表現の自由との関係について問うものである。内容規制のうち観点規制（事後規制）である一方で、「特定虚偽情報」が専門家によって科学的に根拠がないと判断された情報である点を指摘した上で自分なりの考え方を示して適切な違憲審査基準を設定し、情報発信者とＳＮＳ事業者のそれぞれにつき、問題文に示された事情を適切に検討することが求められる。

第２問は、法律により抽象的違憲審査権を最高裁判所に付与することの合憲性について問うものである。憲法 81 条から導かれる違憲審査制の性格を論じた上で、それを踏まえて、法律により抽象的違憲審査権を付与することが、憲法 81 条及び憲法の定める権力分立の基本枠組みなどに照らして許容される否かを論じる必要がある。その際には、最高裁判例及び学説を整理し、その論拠及び問題点を指摘して、自らの見解を説得的に展開することが求められる。